

令和2年生駒市農業委員会第12回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和2年12月9日(水)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
係長 上田 修司 主査 増本 量俊
傍聴者 3名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 生産緑地に係る主たる従事者等についての証明について
4. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農地状況、意向調査
- 現地調査
- 農業委員会手帳
- 別添資料1 集落座談会の開催について[昨年度見本]
- 別添資料2 農地利用最適化推進委員の定数基準

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人3名。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 中谷 委員、8番 山田 委員、9番 染岡 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから申請が出てきたものである。

No.1～3の申請地の位置について

生駒市立上中学校から西に約500mのところに位置する上町地内の農地3筆。

申請理由について

譲渡人の亡父と譲受人とはご近所の間柄であり、譲受人の農地も隣接していることから営農上での良好な付き合いがあった。譲渡人は最近相続を受けたが、農業が得意でなく、また大阪に住居を移したため、本農地近くで耕作している譲受人がこれまでの縁や自身の農地とひと続きとなるという理由から、今後管理をしていくことになった次第である。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、家族で営農している農地が20アール以上あるので下限面積要件を満たしている。

以上のことから、本申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 No.1～3について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明の通りであり、また譲受人は耕作を丁寧にされている方である。問題ないとする。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局へ依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたもの。

No.1～3の申請地の位置について

南田原町交差点の北東約500mに位置する南田原町地内の農地3筆。

申請理由について

賃貸人は当該農地を水田の耕作で利用してきた。賃借人である法人は近隣に既に青空駐車場を持っており、事業拡張の関係で中古車をストックする駐車場を求めているところ、これまでの縁もあることから、本農地を借り受けるべく転用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。申請にあたって、汚水はなく雨水は自然浸透および南側水路への放流としている。また地元農家区の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月4日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.4の申請地の位置について

傍示南バス停にほぼ隣接する、高山町地内の農地1筆。

申請理由について

賃貸人は、高齢のため農地についてもほぼ耕作していない状況であった。一方賃借人は隣接地で大工工事、タイル、れんが、ブロック工事など営んでいる青空資材置場を所有しており、今般、その拡張のため本農地を活用すべく借り受け、転用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。申請にあたって、汚水はなく雨水は自然浸透および、水路を活用することとしている。また、

北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月4日に、会長をはじめとする農業委員5名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.5の申請地の位置について

高山大橋にほぼ隣接する高山町地内の農地1筆。

申請理由について

賃貸人は、高齢であることから、営農、維持管理が難しくなっていたところである。一方賃借人は、四條畷市や国道163号線沿いの申請地から車で4、5分のところに駐車場を所有しているが、この駐車場が狭くなってきたため、本農地を借り受け、トラック等27台を置くことができるトラック置場、つまり青空駐車場として転用することとなった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設または公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域であることから第3種農地に該当する。申請にあたって、汚水はなく雨水は主に自然浸透としている。また、北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月4日に、会長をはじめとする農業委員5名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上より、これらの申請は許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なおNo.1～3、5はいずれも転用面積が300㎡以上であるため、進達の前に奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。以上、審議をお願いしたい。

- 議長 No.1～3について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 168号線から申請地に向かう入口付近に賃借人は同じように青空駐車場を所有している。特に問題ないとする。審議をお願いしたい。
- 議長 No.4について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りで、現在利用している青空資材置場の北側に本申請農地があり、それも利用したいということである。水の問題については北倭土地改良区の意見書もあり問題ないとする。審議をお願いしたい。
- 議長 No.5について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明のとおりであり、特段問題ないとする。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。
なお、No.1～3、5の申請については面積が300㎡以上であるため奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局へ依頼。

○主査〔議案読み上げ〕

本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げたものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度である。

No.1～3の申請地の位置について

No.1～2は南田原町交差点から西に約500メートルに位置する農地2筆。No.3は西白庭台住宅地から約200メートルに位置する農地1筆。

申請理由について

No.1～2の賃貸人は、これまで本農地を水田として耕作していたが、年齢的な事情から営農が困難な状態であったところ、ちょうど道路を挟んだ隣地でいちご農家を営む賃借人の事業拡大の意向を受け、本農地2筆を賃借人に貸与することとなった次第である。

No.3についても、賃貸人は多くの農地を所有しているが、高齢であることから北田原町近隣でも大規模ないちご農家である、先ほどと同じ賃借人の事業拡大の意向を受け、新たに1筆を貸与することとなった。

賃借人は平成31年6月に、本市において認定農業者となっており、店舗からの出荷要請増大の意向もあることから、今回農地の拡大をしたいということである。

要件について

現在の生駒市での経営耕地面積は約128アールであり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

以上のことから、本案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認と、生駒市に対して「問題なし」ということで、回答することを宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」
報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」
報告第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」
報告第4号「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係長 [報告読み上げ]

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～3については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○係長 [報告読み上げ]

概要説明

本報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定・移転が伴わない農地転用。

No.1～2の申請地の位置について

国道168号線・小明町交差点の西約150mのところに位置する小明町地内の農地2筆。

報告事項

開発行為に伴う道路を目的として、農地転用の届出がされたもの。

No.3～4の申請地の位置について

東生駒駅の北約200mのところに位置する辻町地内の農地2筆。

報告事項

青空資材置場を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について」

○係長 [報告読み上げ]

本報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているもの。

市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあり、通常は30年間農地として利用をしていかなければならない。しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行うこととなっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解

除することになっている。この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口となって行なうが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買取り申し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。

No.1～No.3については、主たる従事者の死亡を理由として申請が出てきたことに伴い証明したことを報告、No.4～No.6については、主たる従事者の故障を理由として申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第4号「農地転用許可の報告について」

○係長〔報告読み上げ〕

本報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「なら農業委員会女性委員の会」現地視察研修会・活動検討会についての報告を委員に依頼。

○委員 12月3日（木）に行われた、ファーマーズマーケット“まほろばキッチン”橿原店の現地視察、奈良県農業研究開発センターでの活動検討会について報告。

研修では“まほろばキッチン”における農産物の販売の取り組み、女性委員の会の組織体制と今後の取り組みについて説明を受けた。

“まほろばキッチン”は全国最大規模の売り場面積で、県の安心・安全な農産物を提供し、食と農を通して生産者と消費者がつながる役割を担っている。広い売り場であるが商品を高く積まず、ゆったりと平坦に並べ来店者が購入しやすい工夫をしたり、魅力あるイベントを常に意識し実施するなどしている。年間の来店者は70万人とのことである。

活動検討会では今後の取り組みについて話し合いが持たれた。「なら農業委員会女性委員の会」は委員相互の研鑽及びお互いの情報交換、農業・農村の振興などの推進を図るための活動を行っているが、今年の取り組みはコロナの関係で中止となった。今後は、農業体験を新しく取り入れた活動を行っていこうということで、検討会は終了した。

○議長 「法人の農地の利用状況調査の報告について」を担当農業委員に依頼。

○各農業委員

●社会福祉法人いこま福祉会について

全ての畑において作物を生産されており、既に収穫された場所についても草刈り等行われ、ニンジン・大根・カブラ・ブロッコリー等が植えられており、きちんと耕作されていることが確認された。

現地確認で実際に働いている状況を見たが、我々が通常通り動くより、どうしても障がい者の方は時間がかかる。指導員の方の大変さが理解できた。我々も協力で

きることがあれば協力したいと感じた。

●未来農業研究所について（大北地区）

圃場は大北地区で2ヶ所、北田原町で1ヶ所であるが、北田原町の圃場は距離が離れているということで契約解除となった。

現在は圃場の7割で白ネギを栽培されており、他ハウス1棟でミニトマトを栽培している。あと季節に応じて夏場はナス・オクラ等、これからの季節は葉物野菜を栽培するとのことで、各現場しっかりとした作物を作っており、全体を通してきれいに農地を管理し手入れしていた。

販路についてはスーパーを中心に順調に販売できているとのことで、北地区で行われている朝市にも多数出品してもらい協力していただいている。地域とも関係は良好で、積極的に地域の活動に関わっている。

先ほど説明したように北田原町の圃場を返却したので、近隣で借りることのできる農地があればもっと増やしたいとのことであった。

●あいのあぶら農園、未来農業研究所（北田原地区）について

あいのあぶら農園について、この農地は畑というより竹藪が多かった。よって昨年頃まで竹チップを作って販売していたが、その竹が無くなったので現在は麦を植えて耕作されている。

未来農業研究所については、先ほどの説明と重複するが、報告のあった農地は今年の4月頃に契約解除となった。

○議長 「その他」の説明について事務局に依頼。

○主査 「現地調査」について説明。

農地法の申請・届出において現地調査を実施するもの、内容、実施者等についてまとめた資料を配布したので確認をしていただき、これに沿って現地調査をお願いしたい。

○委員 今の説明によると、農地法施行規則29条において推進委員の経由印は必要ないと取れるがそれでよいか。

○主査 経由印は必ず必要となる。現地調査が必要ないということである。

○委員 経由印が必要であれば、推進委員の立場で考えると、現場を確認しないで押印するのは違和感があるが、その点はどうか。

○主査 4・5条届（市街化区域）と、この29条は、あくまで届出であり許認可ではない。経由印は推進委員を経由して農業委員会に提出している意味を持つ。よって現地調査は不要である、ということである。

○補佐 推進委員におかれては心配な点もあると思うが、届出を受けて内容を確認し、現地調査が必要と思われる場合は事務局で現地確認を行うので安心していただきたい。

○委員 窓口に申請に来られ、現地調査が必要な場合は、現地調査までに草刈り等行い筆界や状況が分かるようにしておくよう、しっかり伝えてもらいたい。荒れたままの状態では我々が現地に行っても確認できない。

- 補佐 その通りである。窓口相談にいられた段階で農地法に抵触する内容に沿って必要な草刈り等、適正な処置をしていただくよう指導する。
- 議長 4・5条の届出については、生駒市は環境モデル都市でもあるし、隣接で残る農地に廃棄物等が廃棄されないよう注意してもらいたい。
- 主査 「利用状況調査」について報告。
9月から11月にかけて行った利用状況調査において集計した、一般的な遊休農地である1号遊休農地と、農業の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用に比して著しく劣っていると認められる2号遊休農地は、農地法の中で意向調査を行うことと規定されているので、早ければ今年のうち発送したい。委員の皆様には、せめて月1回でも構わないので農地パトロールをしていただくよう、よろしく願いたい。
- 主査 「非農地判定」について説明。
山林化が著しいB分類にあたる農地については、県から推奨されている非農地判定という手続きがある。山林化が顕著な西畑町・萩原町・乙田町において非農地判定を進めていきたいと考えるが、どうか。委員の皆さんの意見を求めたい。
- 議長 一方的にこちらの意向だけで進めず、所有者や付近の方の意向を聞き、慎重に進めてもらいたい。
- 係長 「農業委員会手帳」について説明。
農業委員会活動の予定や結果を記入できるようになっており、農業委員・農地利用最適化推進委員の身分証明書付きである。農地法に基づく現地調査など農業委員会活動の際に活用していただきたい。
- 局長 「〔市政50周年事業野菜作り体験（案）〕」、「集落座談会の開催について」、「農地利用最適化推進委員の定数基準」について説明。
- 市政50周年事業野菜作り体験（案）
来年度市政50周年ということで、50組の田んぼの体験と畑の体験という、葉ボタンにかわる中・南地区の新たな事業として、今のところ20組の親子を募集して野菜作り体験をしてもらおうと考えている。詳細について委員会終了後、中・南地区の委員、正副会長、女性委員で話し合ってくださいようお願いしたい。
 - 集落座談会の開催について
北地区については今年度中に「人・農地プラン」を策定したいということで、農業委員会の座談会と兼ねた話し合いを開催したいと考えている。特に推進委員が中心となって開催していただくわけだが、農家区長と調整していただき日時と場所を決めていただきたい。案内文書、資料等は事務局で準備し、説明もさせていただきます。よろしく願いたい。
 - 農地利用最適化推進委員の定数基準について
行政向けサイト「iJAMP」の記事の紹介と報告。昨年今頃、生駒市から内閣府に対して推進委員の定数についての提案をしたところ農水省で採択となった。現在、

推進委員の定数は農地面積100ヘクタール当たり1人と定めている。生駒市は630ヘクタールあまりの農地があるので、切り上げて7名の推進委員を置いているが、以前は15名の農業委員で農地を回っていた。7名では担当区域外を回らなければならないし、現地確認も大変であるということで定数基準の見直しを内閣府に提案していた。今回、農水省と内閣府の会議があり生駒市の提案が採択された。現在、農水省で生駒市の提案を検討している状況で生駒市にもアンケート調査がきている。各地から問い合わせや視察がある可能性もあるので、委員の皆さんには生駒市がこのような動きをしているということをご承知おきいただきたい。

- 補佐 内閣府からきた今後の予定では、12月18日に内閣での閣議決定を予定しており、それが決まると令和3年の夏頃に法改正という流れになっている。そして令和4年4月1日から施行、ということである。あくまでも予定であるので変更の可能性があることを申し添える。
- 委員 推進委員の人員が増えるのか。
- 補佐 増員の方向で検討したいと考える。
- 局長 先ほどの非農地判定の件で補足させていただく。平成27年ごろに法改正があり、通常の地目変更は所有者自ら法務局に申請し行うのだが、著しく山林化している農地については各市町村の農業委員会の権限で地目変更ができることとなった。そこで、昨年、藤尾町において山林化した農地を地目変更した。今年も先ほどの3つの地区で非農地判定を行いたいと考えているが、3地区一度に行うか、1地区もしくは2地区で行うかを検討していただきたい。
- 委員 非農地判定について、農業委員会の権限で行えるということであるが、地主に対しての説明等は無しで行うのか。
- 主査 所有者に対しては必ず意向調査を行う。非農地判定という言葉の説明と共に地目変更してよいか、という意向を聞く。
- 議長 市政50周年事業について、生駒市は大阪などに近く利便性のある市である。最近リモートワークの関係で、自然環境の良い所で子育てしたいと考える人も増え、そのような人の流入も考えられる。そのような若い世代に少しでも農業に親しみ、興味を持ってもらい、最終的に新規就農につながっていけばと考える。就農につながらなくても、自分で作った無農薬の野菜を食し、農業に親しんでもらおうということで事務局が提案してくれた事業であるので、農業委員会としても積極的に取り組んでいきたいと考える。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 補佐 次回の日程について
- | | | | |
|------|----------|------|------------|
| 定例会 | 1月12日(火) | 午後2時 | 401・402会議室 |
| 現地調査 | 1月7日(木) | | |

前日 1 月 6 日（水）に同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後 3 時 4 5 分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第12回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7番 中谷 佳津代

議席番号 8番 山田 義美

議席番号 9番 染岡 政明
